

建設工事に関する業務委託に係る前金払制度の実施について

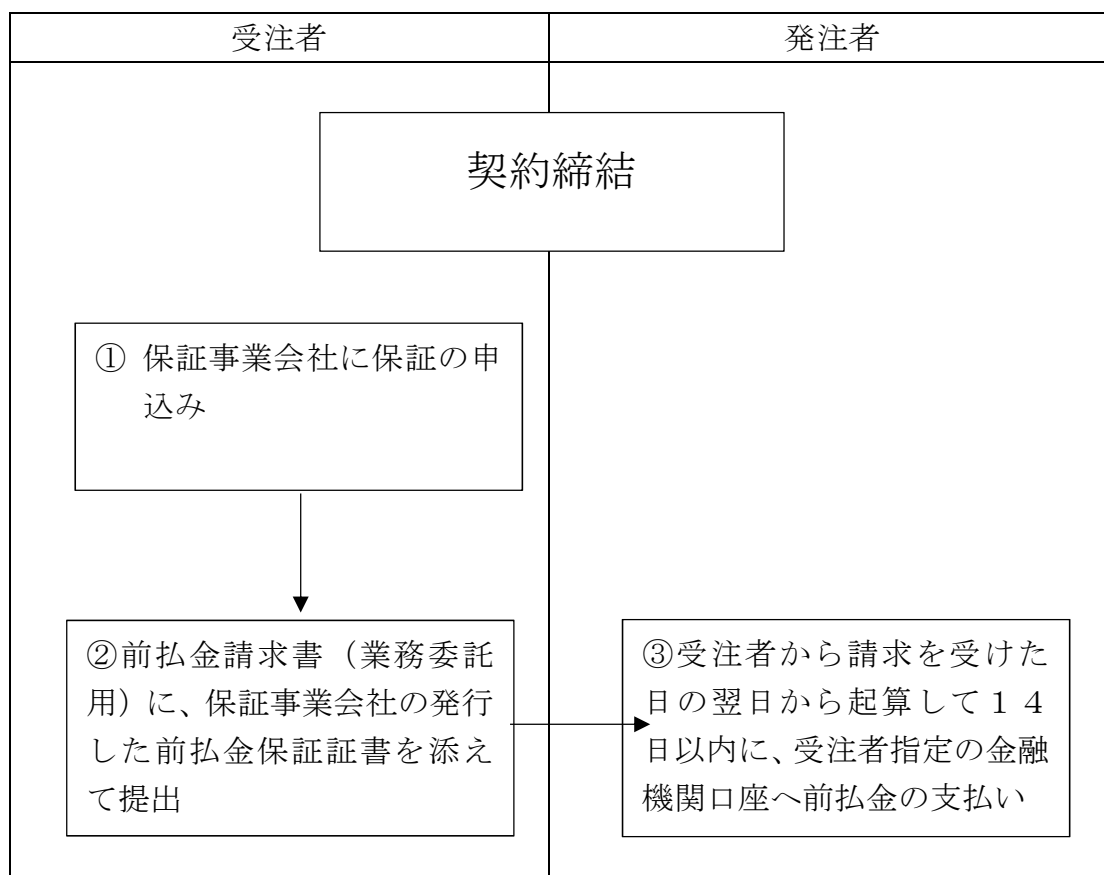
次のとおり、土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量の業務委託契約において、受注された方の円滑な資金運用に資するため、前金払制度を実施いたしますのでお知らせします。

記

1. 実施内容

項目	説明	
対象業務	1件の請負金額が 300万円 以上の公共工事に係る設計及び調査又は測量	
前払金の額	契約金額の 3割以内	
手続について	<ul style="list-style-type: none">・公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証書を添付し、市に請求書を提出。なお、振込先口座は、前払金用専用口座とすること。・市は、請求書を受理した日から14日以内に支払を行う。	
前払金の使途制限	設計 ・調査	設計又は調査業務における材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当しないこと。
	測量	測量業務における材料費、労務費、外注費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該測量業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当しないこと。

2. 業務委託前金払請求の流れ



- ① 受注者は、保証事業会社に対し契約書を添えて、業務委託前金払に係る保証契約を申し込みます。
- ② 保証事業会社と保証契約を締結することにより、「前払金保証証書」が発注者に発行されるので、「前払金請求書（業務委託用）」に「前払金保証証書（正）（副）」を添えて、本庄市企画財政部財政課に提出します。
- ③ 発注者は、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払います。（振込先口座は、前払金用専用口座とすること。）

3. 実施時期

令和2年4月1日以後に発注する案件から適用。

お問い合わせ先

本庄市企画財政部財政課契約検査係

電話番号：0495-25-1165